

## 千葉県路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、千葉県路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例（平成22年千葉県条例第100号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(取締り地区の指定等に係る告示)

第3条 条例第8条第2項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

(1) 新たに取り締り地区を指定した場合 次に掲げる事項

ア 指定した取締り地区の名称及び区域

イ 指定の効力が生ずる期日

(2) 指定した取締り地区について区域を変更した場合 次に掲げる事項

ア 変更を行った取締り地区の名称

イ 変更した内容

ウ 変更の効力が生ずる期日

(3) 指定を解除した場合 次に掲げる事項

ア 解除した取締り地区の名称

イ 解除の効力が生ずる期日

(取締り地区の標識の設置)

第4条 市長は、条例第8条第1項の規定により取締り地区を指定したときは、当該取締り地区内に取締り地区であることを示す標識を設置するものとする。

(巡視員証の携帯等)

第5条 条例第14条の規定による過料の処分（以下「過料処分」という。）に係る事務に従事する職員は、路上喫煙等・ポイ捨て防止巡視

員証（様式第1号）を携帯し、過料処分を受ける者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（過料処分）

- 第6条 過料処分をしようとする場合における地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の3第1項の規定による告知及び弁明の機会の付与は、告知・弁明書（様式第2号）を交付して行うものとする。
- 2 過料処分は、過料処分決定通知書（様式第3号）を交付して行うものとする。

（委任）

- 第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年1月1日から施行する。ただし、第6条の規定は、同年7月1日から施行する。

（千葉県空き缶等の散乱の防止に関する条例施行規則及び千葉県路上喫煙等の防止に関する条例施行規則の廃止）

- 2 次に掲げる規則は、廃止する。

- （1）千葉県空き缶等の散乱の防止に関する条例施行規則（平成10年千葉県規則第5号）
- （2）千葉県路上喫煙等の防止に関する条例施行規則（平成16年千葉県規則第14号）

（経過措置）

- 3 前項第2号の規定による廃止前の千葉県路上喫煙等の防止に関する条例施行規則（以下「廃止前路上喫煙等規則」という。）第4条に規定する路上喫煙等巡視員証については、この規則の施行の日から平成23年6月30日までの間は、廃止前路上喫煙等規則第4条及び様式第1号の規定は、なおその効力を有する。

# 様式第 1 号

(表)

写 真	第 号
	路上喫煙等・ポイ捨て防止巡視員証
	所 属
	職
	氏 名 生年月日

上記の者は、千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例第 9 条第 2 項又は第 3 項の規定に違反した者に対する同条例第 1 4 条の規定による過料の処分に係る事務に従事する職員であることを証明する。

年 月 日 発行 ( 年 月 日まで有効)  
千葉市長 印

(裏)

千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例 (抜粋)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 路上喫煙等 道路等において喫煙することをいう。

(4) ポイ捨て 回収容器その他の定められた場所以外の場所に空き缶等を捨てることをいう。

第 8 条 市長は、路上喫煙等が歩行者等の身体及び財産に対し特に危険を及ぼすと認め、かつ、空き缶等の散乱を防止し、美しい街づくりを推進することが特に必要と認められる地区を、路上喫煙等・ポイ捨て取締り地区 (以下「取締り地区」という。) として指定することができる。

第 9 条 (第 1 項省略)

2 何人も、取締り地区においては、路上喫煙等をしてはならない。

3 何人も、ポイ捨てをしてはならない。

第 1 4 条 第 9 条第 2 項又は第 3 項の規定に違反した者は、20,000 円以下の過料に処する。

様式第 2 号

第 号

告知・弁明書

あなたは、次のとおり千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例第 9 条（第 2 項・第 3 項）の規定に違反しました。

年 月 日

千葉市長



1 違反をした者の住所、氏名等

住所			
氏名		生年月日	年 月 日
連絡先			

2 違反に関する事実

違反の内容	千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例第 9 条 <input type="checkbox"/> 第 2 項違反 <input type="checkbox"/> 第 3 項違反		
違反日時	年 月 日	午前・午後	時 分
違反場所	千葉市 区		

これは、千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例第 1 4 条の規定により過料処分（金 円）の対象となります。

この処分に先立ち、次のとおり弁明の機会を付与しますので、弁明したいことがあれば述べてください。

弁 明 書

年 月 日

（あて先）千葉市長

住所

氏名

次のとおり、千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例第 1 4 条の規定による過料処分に係る弁明書を提出します。

条例第 9 条（第 2 項・第 3 項）の規定に違反した事実を認めます。

次のとおり弁明します。

上記の違反事実については、 覚えがない。

誤りがある。

弁明書の提出期限までに弁明書を提出します。

弁明期限 年 月 日

様式第 3 号

千葉市達 第 号

過料処分決定通知書

千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例第14条の規定により、次のとおり過料に処する。

年 月 日

千葉市長



1 過料処分を受ける者の住所、氏名等

住所			
氏名		生年月日	年 月 日
連絡先			

2 違反に関する事実

違反の内容	千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例第9条 <input type="checkbox"/> 第2項違反 <input type="checkbox"/> 第3項違反		
違反日時	年 月 日	午前・午後	時 分
違反場所	千葉市	区	

3 過料処分の内容

処分の内容	別紙納入通知書により、過料として金 円を支払うこと。
-------	----------------------------

(審査請求等について)

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができる。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができる。